東京都がん診療連携協議会の役割及び組織図

【設置の趣旨】

東京都のがん医療を充実させ都民に高い水準のがん医療を提供するとともに、がん診療連携拠点病院、 東京都認定がん診療病院及び東京都(部位名)がん診療連携協力病院の連携体制を構築する。

東京都がん診療連携協議会の役割

- (4) 都道府県協議会を設置し、当該協議会は、当該都道府県内のがん診療に係る情報の 共有、評価、分析及び発信を 行うとともに、診療の質向上につながる取組に関して検討し、実践するため、次に掲げる事項を行うこと。
- ① 地域がん診療病院とがん診療連携拠点病院とのグループ指定における、地域性に応じたグループ内での役割分担を明確にした上でのグループ指定の組み合わせを決定すること。
- ② 都道府県内のがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院の診療実績等を共有すること。(地域 連携クリティカルパスの活用実績や地域の医療機関との紹介・逆紹介の実績、相談支援の内容別実績、がん患者の療養 生活の質の向上に向けた取組状況等を含む。)
- ③ 当該都道府県におけるがん診療及び相談支援の提供における連携協力体制について検討すること。
- ④ 当該都道府県におけるがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院が作成している地域連携クリティカルパスの一覧を作成・共有すること。
- ⑤ 当該都道府県内の院内がん登録のデータの分析、評価等を行うこと。
- ⑥ 当該都道府県におけるがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院への診療支援を行う医師の 派遣に係る調整を行うこと。
- ⑦ 当該都道府県におけるがん診療連携拠点病院が実施するがん医療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修 その他各種研修に関する計画を作成すること。
- ⑧ 当該都道府県内の医療機関における診療、緩和ケア外来、相談支援センター、セカンドオピニオン、患者サロン、患者支援団体、在宅医療等へのアクセスについて情報を集約し医療機関間で共有するとともに、冊子やホームページ等でわかりやすく広報すること。
- ③ 国協議会との体系的な連携体制を構築すること。
- ⑩ 国立がん研究センターによる研修に関する情報や国協議会での決定事項が確実に都道府県内で共有される体制を整備すること。 (厚生労働省健康局長通知「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」 (平成26年1月10日付健発0110第7号)Ⅳの1(4)より)



